

あさひ園ショートステイ事業所（指定介護予防短期入所生活介護）

【利用料金】

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額 **（従来型多床室・従来型個室の料金を記載）**

(1) 基本料金（1日あたり）

【従来型多床室】

| 支援区分 | 1日あたりの利用料 | 1日あたりの自己負担額 |
|------|-----------|-------------|
| 要支援1 | 4,370円 | 437円 |
| 要支援2 | 5,430円 | 543円 |

【従来型個室】

| 支援区分 | 1日あたりの利用料 | 1日あたりの自己負担額 |
|------|-----------|-------------|
| 要支援1 | 4,370円 | 437円 |
| 要支援2 | 5,430円 | 543円 |

(2) 加算料金

| 加算区分 | | 自己負担額 |
|------------------|-------|---|
| サービス提供体制強化加算（I）イ | 1日につき | 18円 |
| 送迎加算 | 片道につき | 184円 |
| 介護職員処遇改善加算（I） | 利用日数分 | 1日あたりの基本料金(1)の自己負担額に加算料金(2)の自己負担額を足して利用日数を乗じ、その額に8.3%を乗じた金額 |

☆基本料金及び加算料金については、各市区町村から交付される介護保険負担割合証の利用者負担割合の欄に記載されている割合に応じた額のご負担となります。

□その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用

| | 第4段階 | 基準費用額 | 介護保険負担限度額認定証に記載されている額 | | |
|-------------|---|--------------|-----------------------|------------|------------|
| | | | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 |
| 食事の提供に要する費用 | 1日 1,540円 朝 410円 昼 570円 夕 560円 | 1日 1,380円 | 1日 300円 | 1日 390円 | 1日 650円 |

(2) 滞在に要する費用

| 区 分 | 基準費用額 第4段階 | 介護保険負担限度額認定証に記載されている額 | | |
|---------------|---------------|-----------------------|------------|------------|
| | | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 |
| 多床室 (2人部屋) | 1日 840円 | 1日 0円 | 1日 370円 | 1日 370円 |
| 従来型個室 | 1日 1,150円 | 1日 320円 | 1日 420円 | 1日 820円 |

(3) 特別な食事の提供に要する費用

誕生会・敬老会・お正月料理等の特別な食事を提供します。利用料金は、食材料費及び調理費の実費をご負担いただきます。

(4) 理美容代 実費（理美容事業者へ直接お支払いください。）

(5) その他

ア その他

- ・ご利用者の嗜好品の購入、行事への参加費（材料費）など諸々費用は実費
- ・サービス提供に関する記録の複写物については、1枚につき10円のご負担を頂きます。

イ キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

- ・利用前日までに利用中止のご連絡を頂いた場合 無料
 - ・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合（連絡のない場合を含む） 自己負担相当額
- ただし、ご利用者が体調不良によりキャンセルされた場合には、この限りではありません。